

制定 2018 年 7 月 21 日  
2021 年から 2025 年まで年次総会にて 5 回改正

「ルネサンス・フランセーズ—文化・連帯・フランス語」  
日本代表部 会則

名称

第1条 この組織はルネサンス・フランセーズ日本代表部(Délégation de La Renaissance Française au Japon、略称 RFJ)と称する(以下 RFJ)。

所在地

第2条 RFJ の所在地は、神奈川県横浜市あざみ野 4 丁目 26 番地 15 号に置く。  
ただし、郵便物の住所は、東京都港区南麻布 4-11-44 フランス大使館領事部気付とする。

目的

第3条 パリに本拠地を置く公益法人ルネサンス・フランセーズ本部(以下、「RF」とする。)の考え方に沿って文化、連帯、フランス語圏を促進する個人や団体の活動を支援することにより世界平和に貢献することを目的として、2018 年 6 月 27 日に設立された。

事業

第4条 RFJ の活動は各種栄誉章授与、出版物、講演会、展示会、コンサート、レセプション、コンクール、救助、視聴覚 通信等によるもので非営利である。

第5条 RFJ の目的に顕著に献身した人に対して RFJ はその模範的な内容に相応しい表彰状とメダルを授与する。受章対象候補者の出願はあらかじめ RFJ が定めた規定に則りパリ本部表彰者選定のために候補者選定委員会に提出しなければならない。候補者選定委員会に関する事項については別途定める。

会員

第6条 RFJ は個人会員、団体会員、名誉会員で構成される。公私の団体、企業も会員になることが理事会によって承認される。個人会員は首都圏会員、地方会員、学生会員、海外会員、団体会員は賛助・法人会員である。個人会員は membre actif francophone と membre sympathisant から構成される。名誉会員は RFJ の活動に貢献した会員に対し理事会によって任命される。すべての会員は理事会によって承認される。

第7条 会員は、毎年以下の金額を納付することとする。  
・ 首都圏会員 : 1 万円 (年会費 5 千円及び活動協力金 5 千円)

- ・ 地方会員、海外会員 : 5 千円 (年会費 2 千 5 百円及び活動協力金 2 千 5 百円)
- ・ 団体会員 : 5 万円 (賛助会費)
- ・ 学生会員、名誉会員 : 無料

首都圏会員、地方会員、海外会員について、初年度は入会金 1 万円のみを納め、年会費及び活動協力金は免除とする。学生会員、名誉会員の入会金は免除とする。入会金及び年会費、活動協力金、賛助会費は年次総会によって決定される。

第8条 毎年 1 月 1 日付会員リストをベースに、個人会員のうち membre actif francophone を対象として、2024 年度は年会費の 25%、2025 年度以降は 50% をルネサンス・フランス本部に支払う。

第9条 会員資格は次の 3 つの事由で喪失か処分の対象となる。会員は、①自発的退会 ②会費未納、③コンプライアンス規定違反、等に基づく重大な事由によって理事会から注意、休会、退会、除名の処分を受ける。

## 組織・運営

### (理事会)

第10条 RFJ は理事会によって運営される。理事は、別途定める選出規定により、会員総会において選出する。理事の人数は会員数の 2 割程度とし、任期は 2 年とするが、1 年ごとに見直すことができる。重任は妨げない。理事の補充は理事会の承認を経て、立候補を臨時総会に諮り決定する。理事は理事会に出席しなければならない。出席に困難が多く理事の責務遂行が難しい場合は理事を辞任することができる。

第11条 理事の中から、会長 1 名、会長代行 1 名、副会長 2~4 名、会長補佐若干名を選出する。理事会は総会の議決事項の執行を司る。理事会はその下に事務局を設置し個別活動を担当する委員会等を設けることができる。

### (監事・顧問・名誉会長)

第12条 監事は RFJ の業務を会務運営と会計処理に分けて監査する。監事は、別途定める選出規定により、会員総会において 1 ないし 2 名の監事を選出し、監事の任期は 2 年とするが、1 年ごとに見直すことができる。重任を妨げない。監事の補充は理事会の承認を経て、臨時総会に諮り決定する。

第13条 顧問は RFJ の業務に意見を具申する。名誉顧問は国際経験を、顧問は識見を有する者を、会長が複数名指名する。その任期は 2 年とするが、1 年ごとに見直すことができる。重任を妨げない。

第14条 名誉会長は国際機関等の会長を経験した者に対してその呼称が与えられる。創設名誉会長は RFJ の創立に貢献した者等にその呼称が与えられる。

### (総会)

第15条 RFJ の総会は、個人会員・団体会員を持って構成し、会長は毎年 1 回の会員総会を招集する。

第16条 総会は、以下の事項を議決し、その議決は出席会員の多数決を原則とする。

- ・会則の変更
- ・解散
- ・理事・監事の選任または解任
- ・事業報告及び収支決算
- ・次年度事業方針及び予算
- ・その他 RFJ の運営に関する重要事項

第17条 理事会の発議または会員多数の要請、または監事の要請があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。議決は前条の原則による。

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第19条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 財源

第20条 RFJ は会員の納入する入会金、年次または臨時の会費および寄付金を財源にして運営をはかる。

#### 会計年度

第21条 その会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

#### 規定外事項

第22条 本会則に定めなき事項については、理事協議のうえ別途細則を定める。ただし軽微な細則については会長決定によることができる。

#### 附則

1. この会則は2018年7月21日より施行する。
2. この会則は年次総会で改正議決が行われた年月日より施行する。